令和８年度あなたの声まとめ（FAX・Eメール含む）

令和８年８月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1396	8/4	メール	要望	災害時の水について、熊本でも水の問題が取りだだされていますが、桑名市はどのようにお考えですか？水道の配管などの老朽化を考えると各地域に井戸を掘るなど飲み水はペットボトルなどで対応できますが、トイレなどの生活水が間に合わない場合に例えば学校など主要な場所に井戸などを設置するなど災害時の備えとしてはいかがでしょうか？	桑名市では、災害時の飲料水としてペットボトル飲料水の備蓄を行っております。 被害状況に応じてお手元に水が届くまでに時間がかかる可能性も想定されますので各ご家庭におかれましても、長期保存水等の飲料水の備蓄にご協力くださいますようお願いいたします。 また、ご提案いただきました学校等の主要施設への井戸設置につきましては、現時点では新たに設置する予定はございません。災害時には飲料水に加え、生活用水（特にトイレ用水）の確保が課題となりますが、下水道設備や排水機能が被災し使用できない場合には、仮に井戸水を確保できたとしても、水洗トイレを通常どおり使用することが困難となるためです。下水道が復旧するまでの間は、水洗トイレの使用をお控えいただき、携帯トイレ・簡易トイレ等のご利用をお願いいたします。	防災・危機管理課
1397	8/5	投書	要望	多度天然プールまで道が狭く、シャトルバスの運行を検討してほしい。	多度峡天然プールへの専用シャトルバスは現在運行されておりません。 桑名市では「K-バス」というコミュニティバスが日曜日と年末年始(12月29日から1月3日)を除いて、運行しております。 運賃は乗車区間に関係なく、1乗車につき100円です。 多度峡天然プールまでは最寄りの「多度大社前」から徒歩約14分でアクセスできます。 バスをご利用の場合は「K-バス」をご利用ください。	観光課
1398	8/5	メール	質問	現在、自宅の浄化槽の点検（年3回）	本市においては、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関	環境対策課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				と清掃（年 1 回）で年間約 49,500 円かかっており、相場に比べてかなり高額だと感じております。桑名市内で適正価格で対応している指定業者や、費用に関するご相談・見直しのための窓口はありますでしょうか。また、適正な料金目安についてご教示いただけますと幸いです。	する特別措置法」に基づく合理化事業の一環として、安定的な清掃業務を行わせるべく、し尿汲取り及び浄化槽の清掃業務区域を指定しております。指定区域の業務は許可業者が責任を持って行い、安定的なサービスを行う様にしております。 次に、各社の料金設定についてですが、上記の理由により浄化槽清掃業は許可制となっており、民間業務であることから市が料金を定めることができません。 搬入先である処理場への距離や、浄化槽の状況等によって料金設定が一律ではない（統一されていない）ことは認識しておりますが、本市といたしましては各業者の料金設定を把握しつつ、市民サービスの低下や急激な高騰を招くことがないよう各業者にお願いしてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	
1399	8/7	メール	要望	近年の酷暑により、子どもたちの登下校時の安全が大変心配です。我が家では、暑さが厳しい日は車で送迎することがあります。しかし、兄弟姉妹で下校時刻が異なるため、学校と自宅を何度も往復しなければなりません。また、学校の送迎用駐車場には限りがあり、暑い日は 30 分ほど前から駐車場で待機する車が多く見られます。一方で、気温や暑さ指数（WBGT）が非常に	本市においても、名古屋市で実施されている「トワイライトスクール」のように、すべての児童が放課後に安心して過ごせる居場所があることは、子育て世代の方々にとって大変心強い取り組みであるものと認識しております。 しかしながら、市内全校的に、同様の事業を新たに導入するためには、大規模な予算の確保に加え、運営を担う指導員やボランティアなどの人材確保、学校施設との調整など、多くのクリアすべき課題がございます。 現在の本市の財政状況や人員体制に鑑みますと、大変心苦しい限りですが、同様の事業を速やかに新規導入することは極めて困難でございます。 ご期待に沿えず大変申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお	生涯学習課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				高い日には、子どもを徒歩で帰宅させることに危険を感じることもあります。そこで、桑名市でも名古屋市の「トワイライトスクール」のような放課後の居場所づくりを導入していただけないでしょうか。放課後に子どもが学校で安全に過ごせる時間があれば、兄弟姉妹を同じ時間に迎えに行くことができ、保護者の負担軽減につながります。また、お迎えの時間帯が分散されることで、学校周辺の交通渋滞や駐車場の混雑の緩和も期待できます。 加えて、桑名市では今後、小中一貫校の整備が進められると伺っています。通学距離が長くなる児童・生徒が増えることも想定されるため、放課後の居場所づくりは、酷暑時の安全対策や保護者支援の観点からも有効な施策になるのではないでしょうか。	願い申し上げます。	
1400	8/10	投書	要望	外国人を含め、ゴミの捨て方について	１．分別されていないごみの取扱いについて 　ごみ集積所に出された分別されていないごみにつきましては、分別啓発のため警告シールを貼り、１週間程度その場に置かせていただいております。	環境対策課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					一定期間経過後もご本人に気づかれない場合は、市で回収させていただいております。あまりにも分別の状況がひどい場合は、市へご連絡ください。 ２．外国人住民へのごみ分別の周知について 近年、外国人住民が増加する中でごみの分別が正しく行われるよう、ごみ分別パンフレット「多度地区でのごみの出し方【外国語版】」を英語・韓国語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語の５言語で作成しており、転入手続きの際などにご案内をお渡ししています。 事前にお申し出いただければ、下記窓口にてパンフレットをお渡しすることも可能ですので、掲示等にご活用ください。 【配布場所】 ・桑名市役所地下１階環境対策課 ・地区市民センター（大山田・多度・長島） ・清掃センター（桑名市大字東汰上 831 番地） 【配布時間】 午前９時 00 分から午後４時 30 分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く） また、同パンフレットは桑名市ホームページにも掲載しております。 【桑名市ホームページ　多度地区でのごみの出し方【外国語版】】 https://www.city.kuwana.lg.jp/kankyo/241114tadogaikokugo.html	
1401	8/10	メール	質問	桑名市に住んでいた時の住所がわかる書類が欲しいです。特別永住者の在日外国人であるため、本籍地（〇県◇市）で"戸籍の附票"を発行できませ	過去に桑名市に住んでいて他市へ引っ越された（転出した）場合、「転出によって消除された住民票の除票」を請求することで、当時の住所を証明することができます。 1．２つの住所（市内での引越し履歴）の証明について	戸籍・住民登録課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				ん。申請方法や料金の支払い方法など教えていただけますと幸いです。 ※桑名市内で 1 度引越しをしているので、2 つの住所もわかるものが良いです。	桑名市内で 1 度引越しをされている場合、除票を取得する際に「市内での住所の変更履歴（桑名市内で引っ越した住所）を載せたい」旨を申し出ることで、桑名市に住んでいた当時の 2 つの住所履歴が記載された除票を取得できます。 また、外国人住民の方の場合、「国籍等」や「在留資格の区分」などの情報は原則として省略して交付されるため、これらの記載も必要な場合は必ず請求時に申し出てください。 2.郵送での申請方法について 住民票の除票の写しは郵送で請求して送付を求めることも可能です。下記の書類等を同封し、桑名市役所　戸籍・住民登録課まで郵送ください。 ① 本人確認書類の写し（コピー）：免許証や特別永住者証明書のコピー ② 桑名市住民票等郵送請求書：こちらのリンクからダウンロードください。 https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/2859/1.pdf ※他市区町村の請求書もお使いいただけます。 ※PC 等で印刷する場合も、手書きによる署名または押印が必須となります。 ③ 定額小為替：住民票の除票は 1 通当たり 300 円の手数料の納付が必要です。お近くの郵便局等で必要数をご購入いただき、同封してください。 ④ 返信用封筒：切手が貼られた返信用封筒をご用意いただき、同封してください。 ※返送先は本人確認書類で確認できる住所となります。	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					郵送先は以下の宛先となります。 〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地　桑名市役所　戸籍・住民登録課 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。 【お問い合わせ先】 桑名市役所 市民環境部 戸籍・住民登録課 電話番号：0594-24-1159	
1402	8/11	メール	質問	離婚届けについて、どこに相談しに行ったらいいですか。	今後の対応等についてご相談されたい場合は、桑名市役所内で実施している「弁護士による無料法律相談」をご利用いただけます。詳細につきましては以下のとおりです。 〇予約方法： ・完全予約制です。桑名市役所 市民相談室（電話：0594-24-1188）へお電話にてご予約ください。 ・予約受付は、予約日の午前 9:00 から開始いたします（定員：先着 5 名）。 〇予約日と相談日： ・第一水曜日に予約 ➡ 第二火曜日に相談 ・第三水曜日に予約 ➡ 第四火曜日に相談 ※祝日等により日程が変更になる場合がございますので、詳細はお電話の際にご確認ください。 〇相談時間：9:00～11:30 （1 人 30 分）	地域コミュニティ課
1403	8/12	メール	要望	ゴミを燃やしている臭いがこの地域に漂います。夜明けから早朝にかけてと、夕方から夜にかけてです。木屑と	家庭ごみを燃やすなどの「野焼き」は廃棄物処理法第 16 条の 2 において原則禁止されておりますが、一部例外（農業者が行う稲わら等の焼却、門松等を焼却する地域の行事等）とされている行為があります。	環境対策課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				か、草木ならまだ我慢しますが、プラスチックゴミが鼻を突きます。ダイオキシンとか身体に悪い物質なので、何とかして下さい。	そのため、注意・指導を行うためには「野焼き」の現行現場を確認する必要がありますので、「野焼き」の現場をある程度特定していただいてご一報ください。 ご一報をいただく時間帯が早朝や夜間の場合には、メールで連絡してください。 E-mail kankyom@city.kuwana.lg.jp 「野焼き」に関して、緊急を要する場合には、桑名警察署生活安全課（℡ 0594-24-0110（24時間対応））へ、また、野焼きにより火災発生の危険性がある場合には、消防本部予防課（℡ 0594-86-7489）へご連絡ください。 また、市では野焼き禁止の啓発チラシを作成しております。回覧板等を活用して周知いただくことができますので、自治会長様等を通じてご検討ください。	
1404	8/27	メール	要望	自宅の隣接工場からの騒音問題について	騒音規制法に基づく特定施設ではない場合の騒音対応につきましては、3者が集まっての話し合いが望ましいものと考えております。	環境対策課